

杉の子保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人杉の子会
代表者氏名	理事長 杉山実佳子
所 在 地	静岡市清水区入江1丁目13-30
電 話 番 号	054-366-3865
法人設立年月日	昭和51年4月1日
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	児童福祉法に基づいて乳児及び幼児の保育事業を行うこと
運営方針	①家庭や地域社会との連携を密にして、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行う。 ②子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるように健全な心身の発達を図る。 ③養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。 ④地域における子育て支援のため、乳幼児の保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

3 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	杉の子保育園
開 設 年 月 日	昭和51年4月1日
施 設 の 所 在 地	静岡市清水区入江1丁目13-30
連 絡 先	電話番号 054-366-3865 F A X 054-367-9638
事 業 所 番 号	23209
管 理 者	園長 杉山実佳子
利 用 定 員	満3歳以上の児童【2号】 15人 満1歳以上満3歳未満の児童【3号】 30人 満1歳未満の児童【3号】 15人
職 員 数	20人
嘱 託 医	諏訪医院 諏訪一郎 TEL 054-366-1869 土屋歯科クリニック 土屋 仁 TEL 054-364-8888

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで。ただし、以下を除く。 国民の祝日 12月29日から1月3日まで。	
教育・保育を提供する時間	①保育標準時間	午前7時から午後6時までの範囲内で教育又は保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。
各人の勤務時間等により保育時間が決まります。	②保育短時間	午前8時30分から午後4時30分までの間で教育・保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	382㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建	
	延床面積	413.8㎡	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室	8室	202.61㎡
	屋外遊技場（園庭・屋上）		176.37㎡
	第二園庭		85.35㎡
	トイレ	3室	18.3㎡
	調理室・保管庫・研収室		18.5㎡
	調乳室	1室	6.9㎡

本園では「静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号。以下「市条例」という。）」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（R7.5月現在）

職 種	常勤	非常勤	計
園長	1人		1人
副園長	1人		1人
主任保育士	1人		1人
保育士	11人	9人	20人
栄養士	2人		2人
調理師	2人		2人
看護師		1人	1人
保育助手		1人	1人
計	18人	11人	29人

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月28日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

（1）保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

（2）毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、おおむね以下のとおりです。

保育短時間認定	時 間	保育標準時間認定
(順次登園)	(開園) 7:00～8:30	(順次登園)
おやつ	8:30～	おやつ
午前活動	9:00～ 9:30	午前活動
給食	9:30～11:00	給食
昼寝	11:00～12:00	昼寝
おやつ	12:00～14:45	おやつ
あそび (順次降園)	15:00～15:30	あそび
	15:30～16:30	合同保育 (順次降園)
	16:30～18:00	延長保育
	18:00～19:00 (閉園)	

（3）食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等の対応	アレルギー反応等で食べられない食材（医師の診断書による）などがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応をとりますが、場合によっては家庭からお弁当持参をお願いすることがあります。

（4）健康診断

①健康診断

内科健診・歯科健診

年2回、嘱託医が健診します。

②身体計測

毎月1回、身長・体重の計測を行います。

4月・10月に、頭囲・胸囲の計測を行います。

（5）その他

子育て支援事業の実施。地域子育て支援センター『すぎの子』

一時預かり保育事業、延長保育事業

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収（個人、クラスにより異なります）

（1）に掲げる保育料のほか、主な実費として下記費用を負担していただきます。

	項 目	対象年齢	金 額	
給食費	主食費 700 円＋副食費 4500 円	3 歳児	月額	700 円 or 4500＋700 円
教育用品	絵本	3 歳児	月額	400 円程度
事務用品	連絡帳等	0～2 歳児	年額	200～1000 円程度
被服費	帽子	全園児	入園・進級時	600 円程度
	園服・体操服等	全園児	入園時	2000～5000 円程度

※ 上記のほか、写真代等、必要な実費は随時お知らせします。

※ 給食費のうち副食分の負担が免除される方がいます。

※ 保護者会費（1 名につき月額 500 円 4, 8, 12 月に 4 ヶ月毎集金予定）

(3) 延長保育料

対 象	時 間	料 金
保育標準時間認定	午後 6 時から午後 7 時まで	1 回 200 円
保育短時間認定	①午前 7 時から午前 8 時 30 分	1 回 200 円
	②午後 4 時 30 分から午後 6 時まで	1 回 200 円
	③午後 6 時から午後 7 時まで	1 回 200 円

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児童が 3 歳児さくら組の 3 月 31 日まで。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11 保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	損害保険ジャパン株式会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	賠償責任保険	普通傷害保険
保険の内容	1 事故につき 5 億円まで 1 名につき 5 千万円まで 対物 200 万円まで	死亡・後遺障害 1 名につき 10 万円

12 非常時の対応

(1) 災害時の対策

管轄する警察署	静岡市清水警察署 桜橋交番
消防計画	令和5年7月26日 静岡市清水消防署
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器、AED
避難訓練	火災及び地震及び津波を想定し、月1回実施
避難場所	支援センター『すぎのこ』、白髭神社 入江生涯学習交流館、入江小学校
園児の引き渡し	震度5強の地震、予知情報の場合、園で直接引き渡し * 警報発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され 「特別警報」が発令された場合は、重大な災害の危険が著しく 高まっていると判断し、2号・3号認定の子どもに関係なく 自宅待機又は臨時休園になります。

(2) 風水害時の自宅待機、臨時休園の取り扱い

安全に留意し、登園させてください。ご家庭の判断、事情によりお休みする場合は園に連絡をお願いします。

自宅待機の条件	暴風警報が発令された場合は原則自宅待機とする	
自宅待機の解除の条件（時間）	午前11時までに自宅待機が解除されない場合は臨時休園とする	
当日朝	連絡しない	園配布の文書※で保護者が判断 新入児：重要事項説明書 進級児：プリント配布
自宅待機解除及び休業決定	連絡しない	
警報発令が予想される日	連絡しない	

「特別警戒」又は「警戒レベル3」で発表された場合…行政指導の下、理事長・園長の判断による措置を取ります。

(1) 静岡市に「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は臨時休園になります。

(2) 園児が登園後、「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は、状況を判断し、園児の安全確保には十分な配慮をお願いします。

*「警戒レベル〇」については、各園の地域性もある為、危険性が疑われる場所では早めの対策が必要となる。地震関連・気象関連（大雨・洪水・土砂災害）情報の確保…静岡市防災メールでご確認ください。

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 杉山実佳子
-------------	----------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	保育士 藤田恵都子	
苦情解決責任者	園長 杉山実佳子	
第三者委員	渡部 恵美子	
	加藤 伸子	
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

15 守秘義務及び個人情報の取扱

- (1) 園長及び職員は、正当な理由なく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 子どもの卒園又は退園に際しては、その後の他施設等における教育・保育が円滑に行われるよう、必要な情報を提供します。

16 当園の保育・教育活動についてご賛同頂けない方は、転園等の方向でご検討願います。

※法律や保育制度により内容が変わる場合があります。